

札幌大学外国の教育・研究機関等との協定に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、国際交流を促進するため、学校法人札幌大学が設置する学校（以下「本学」という。）の教育・研究に有益な外国の学校及び機関（以下「外国の教育・研究機関等」という。）との協定に関して必要な事項を定める。

(協定の原則)

第2条 協定は、互惠、対等、経済的負担最小化の原則に基づいて締結されなければならない。

(協定の形態)

第3条 協定の形態は、本学が結ぶ協定及びその他の機関が結ぶ協定とする。

(協定書記載事項)

第4条 協定内容に交換学生を含む場合は、原則として次の事項を明記するものとする。

交換人数、学費等の取扱い、住居、成績評価と単位認定、協定期間、担当窓口

(協定書の作成)

第5条 協定書は、日本語及び相手国の言語で各2部作成する。

第2章 本学が結ぶ協定

(定義)

第6条 本学が結ぶ協定とは、本学の教育・研究上の必要性に基づき、本学と、外国の教育・研究機関等との間に締結される協定をいう。

(協定の提案)

第7条 協定の提案は、学長が行う。

2 前項の提案については、常勤理事会において審議する。

(協定の交渉)

第8条 協定に係る外国の教育・研究機関等との交渉は、所管部署が行う。

(協定案の作成)

第9条 所管部署は、協定案を作成し、学長に提出しなければならない。

(協定案の決定)

第10条 学長は、常勤理事会の議を経て、協定案を決定する。

(協定書の署名)

第11条 協定書の署名は、学長が行う。

(受入・派遣業務の所管)

第12条 受入れ・派遣に必要な業務は、所管部署が行う。

(協定改廃の提案)

第13条 協定改廃の提案は、学長が行う。

(協定改廃の決定)

第14条 学長は、常勤理事会の議を経て、協定の改廃を決定する。

第3章 削除

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

第21条 削除

第22条 削除

第23条 削除

第24条 削除

第25条 削除

第4章 その他の機関が結ぶ協定

(定義)

第26条 その他の機関が結ぶ協定とは、本学の教育・研究上の必要性に基づき、第6条以外の本学の機関と外国の教育・研究機関等との間に締結される協定をいう。

（協定の提案）

第27条 協定の提案は、学長が行う。

2 前項の提案については、常勤理事会において審議する。

（協定の交渉）

第28条 協定に係る外国の教育・研究機関等との交渉は、所管部署が行う。

（協定案の作成）

第29条 所管部署は、協定案を作成し、学長に提出しなければならない。

（協定案の決定）

第30条 学長は、常勤理事会の議を経て、協定案を決定する。

（協定書の署名）

第31条 協定の署名は、学長が行う。

（受入・派遣業務）

第32条 受入れ・派遣に必要な業務は、所管部署が行う。

第33条 削除

（協定改廃の提案）

第34条 協定改廃の提案は、学長が行う。

（協定改廃の決定）

第35条 学長は、常勤理事会の議を経て、協定の改廃を決定する。

第5章 補則

（所管）

第36条 この規程に関する事務の所管は、学務部国際交流課とする。

（改廃）

第37条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月30日）

この規程は、令和5年6月30日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年5月1日）

この規程は、令和8年5月1日から施行する。